

社会福祉法人同仁会自主研修促進規程

(趣旨)

第1条 この規程は、職員が自発的意志に基づき、自己研鑽や福祉に関する技術の習得等のための講習会や研修会への参加を支援するために必要な事項を定める。

(支援対象事業)

第2条 社会福祉法人同仁会（以下「法人」という。）が支援する対象事業は、法人経営又は施設管理運営に有益と認められるもので次の各号のとおりとする。

- (1) 業務に直接関係する講習会、研修会等
- (2) 法人及び施設等の経営又は管理運営に関する講習会、研修会等
- (3) 福祉関係資格取得のための講習会、研修会等
- (4) その他施設長等が認める事業

(支援の内容)

第3条 法人が支援する内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 講習会、研修会等参加に必要な交通費。この場合、旅費規則第5条の規定を準用する。
- (2) 講習会、研修会等参加に必要な負担金等（上限20万円）
- (3) 講習会、研修会等の情報の提供
- (4) 勤務日割振及び年休取得への配慮

(申請手続き)

第4条 法人の支援を受けて自主研修を実施しようとする職員は、別紙様式「自主研修受講申請書」を所属する施設長等へ提出しなければならない。

(承認手続き)

第5条 前条の規定に基づき申請書を受理した施設長等は、社会福祉法人同仁会組織及び管理規則（以下「組織及び管理規則」という。）第8条第1項に規定する経営役員会に諮らなければならない。

2 前項において、経営役員会が適当と認めた場合は、組織及び管理規則第8条第3項に規定する代表経営役員は社会福祉法人同仁会就業規則第3条第2項に規定する管理職員の会議に諮らなければならない。

3 理事長は、前項に規定する管理職員の会議の意見を参考に承認を決定する。

(勤務の取扱)

第6条 職員が自主研修に参加する場合は、原則として公休日又は年休日をあてるものとする。

(結果報告)

第7条 自主研修が修了した職員は、その結果をすみやかに所属する施設長等に報告しなければならない。

2 自主研修において資格を取得した職員は、当該資格証の写しを法人事務局に提出しなければならない。

付 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から適用する。
- 2 平成12年4月1日施行の自主研修促進規程（内規）は、廃止する。

付 則

この規程は、平成19年5月26日から適用する。

付 則

この規程は、平成20年4月1日から適用する。

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成30年4月1日から適用する。